

2021年5月1日発行



---

目次

《局長だより》

《お知らせ》

1. 5月・6月の「雇用調整助成金」等について
2. 職業訓練の活用促進について
3. 70歳までの就業機会の確保が努力義務に
4. 健康確保のための研修に参加してみませんか？

---

《局長だより》

新型コロナによる雇用の影響について、これまで宮城労働局は雇調金により雇用の維持を図って来たところですが、影響が長期化し、就職に向けた意欲の低下や小売り・飲食業などで休業者が拡がる一方で介護やITなどの職種は人手不足状態にあるなど労働需給のミスマッチが生じています。

今後の雇用対策として、企業に対しては、異なる業態への在籍型出向を後押しする産業雇用安定助成金を用意するとともに、休業者・離職者に対しては、早期再就職支援はもちろんですが、これまでの職種に限らず、職業訓練を受けて職種の転換を図ることも積極的にご提案していきたいと考えています。

私が先日ポリテクセンター宮城を訪れた際に、そこで受講する前は飲食店で働いていたという若い訓練生に話を聴きましたが、店ではどんどんシフトが減らされて先細り不安だったが、毎日ここに来て新しいことができるようになると、明るい希望がもてて元気が出ると言っていたのが印象に残りました。

より多くの方が職業訓練を受けて職種を変えることにも目を向けてもらうことで、明るい将来展望と、地域も元気になるように思い、今後取り組んでまいります。

- 
1. 「雇用調整助成金」等の特例措置及び申請期限について
-

(1)「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月・6月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円（4月までは同15,000円）となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10（4月までは10/10）となります。

なお、まん延防止等重点措置実施地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が引き続き適用されます。

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が6月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円（4月までは11,000円）となります。

なお、まん延防止等重点措置実施地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が引き続き適用されます。

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金  
職業対策課（022-299-8063）
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  
コールセンター（0120-221-276）

---

## 2. 職業訓練の活用促進について

---

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、職業訓練によって求職されている方々の職業能力の向上を図り、再就職や転職に結びつけていくことが課題となっています。宮城労働局では、職業訓練の受講を広く働きかけ、受講に結びつけていく取組みを進めており、再就職や転職を目指す方々を応援するため、スキルアップに必要な技能や知識が習得できるよう無料で訓練を提供しています（テキスト代等の自己負担はあります）。また、訓練開始前から訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をしっかりサポートします。職業訓練のコースなど詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください。

●[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/0304\\_harutore.pdf](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/0304_harutore.pdf)

【お問合せ先】 訓練室 (022-205-9855)

---

### 3. 70歳までの就業機会の確保が努力義務に

---

働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されています。

今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、事業主に65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会の確保について努力義務を設けるものです。

● 詳細

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html)

【お問合せ先】 職業対策課 (022-299-8062)

---

### 4. 健康確保のための研修に参加してみませんか？

---

厚生労働省では、働く方の心身の健康確保のため、労働者健康福祉機構を通じて、事業場の産業保健担当者、人事労務担当者などの皆様を対象に研修を行っています。宮城県内においては、宮城産業保健総合支援センター（産保センター）が、過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策、健康診断とその事後措置、治療と仕事の両立支援など様々なメニューを用意しています。

2021年度上半期の研修が決定しましたので、健康確保の取組について分からないことがある、より深く知りたいといった方は、研修に参加してみませんか？

詳細は、宮城産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

● 宮城産業保健総合支援センター

仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 (15階)

電話 022-267-4229

URL <https://www.miyagis.johas.go.jp>

【お問合せ先】 健康安全課 (022-299-8839)